

令和7年8月豪雨災害に係る災害義援金の第1次配分 について

このたび、令和7年8月豪雨災害に係る義援金配分委員会が開催され、第1次配分基準額等を決定しましたのでお知らせします。

日時:令和8年(2026年)1月22日(木)14:00~15:00
会議:委員6名(2名欠席)

【審議結果】

<第1次配分>

- 熊本県配分:市への第1次配分における配分基準額どおり配分する。
- 市受入分:①県配分比率と同比率で配分
②残額が最少となるよう最大限に配分
- ※配分比率:①人的被害(死亡者・行方不明者:1、重傷者:0.1)
②住家被害(全壊:1、大規模半壊:0.75、中規模半壊:0.5、半壊:0.3、準半壊:0.1、一部損壊:0.03)

		県配分基準額	市配分基準額	配分基準額 (合計)
人的被害	死亡者	270,000円	30,000円	300,000円
	行方不明者	270,000円	30,000円	300,000円
	重症者	27,000円	3,000円	30,000円
住家被害	全壊	270,000円	30,000円	300,000円
	大規模半壊	202,500円	22,500円	225,000円
	中規模半壊	135,000円	15,000円	150,000円
	半壊	81,000円	9,000円	90,000円
	準半壊	27,000円	3,000円	30,000円
	一部損壊	10,000円	1,100円	11,100円